#### (取組報告)

総務企画委員会 資料			
令和4年2月25日			
担	当	課	市民生活部 協働推進課
電		話	0857-30-8175(内線7320)

# 地域組織を支援する取組について

## (1)一括交付金の取組について

- ①目的 地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のため「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を 実践する地域運営組織を支援する(地域と意見交換して制度を検討してきました)
- ②内容 まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化 ⇒類似機能の組織を一体化して事務を効率化 まちづくり協議会と公民館に関連する補助金等の一括交付 ⇒活動資金を一本化して柔軟な事業展開

#### ③導入状況と予定

令和元年度:明治・用瀬・佐治 (試行的な取組)

令和3年度:明治・用瀬・佐治・城北・末恒・豊実・福部 ≪7地区≫

令和4年度:明治・用瀬・佐治・城北・末恒・豊実・福部・**湖山西・大茅・成器・逢坂** ≪11地区≫

# (2) 佐治地区における地域拠点施設の指定管理者による運営状況について

①目的と事業内容

佐治町コミュニティセンター(地域拠点施設)に指定管理者制度を導入し、地域運営組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進する。(地元の意向をふまえた制度導入)

指定管理者制度導入と同時に同施設を地区公民館条例の適用外施設(佐治地区公民館を公民館条例から除外)とし、 佐治町コミュニティセンターで地区公民館機能を確保する。

●指定管理者: NPO法人 さじ未来 ●指定管理期間: R3~5年度:3年間

#### ②現在の状況(ヒアリング結果)

- ・民間事業者が物品販売で施設を利用。今後は特産品(梨など)の販売も検討していく
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーの設置など、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく
- ・指定管理者制度の導入前から一括交付金によって「公民館の生涯学習事業」と「まちづくり事業」を一体化しており、 施設が公民館条例から除外(社会教育法の適用外)されても影響はない

(まちづくり協議会が地域ニーズを把握して地域の生涯学習事業を担っている)

※ 指定管理者制度導入は、佐治地区が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的に 主体的に地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

## (3) 地区公民館の多様な活用に向けた検討について

## ①取組の背景

本市では、協働のまちづくりを推進しており、地区公民館を地域の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点に位置付け、施設の運営や各種活動を展開しています。

学びの機会の提供や地域内の繋がりづくり、まちづくり協議会など地域活動の支援といった地区公民館の役割は、 地域社会の充実に大きく貢献してきたと考えています。

一方、人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化 しており、地域と意見交換し、地域の実態に合わせた支援制度や地域組織の体制について検討してきました。

そうした動きと並行して、多様な地域課題の解決に向けて、共助交通や地域福祉など地域共生社会に向けた新しい 取組を地域の発案で実践する地区もあり、地域からは地区公民館の柔軟な活用を求める意見を受けています。

これまでの取組や文部科学省の方針※1をふまえ、これからは、学びとコミュニティの場だけでなく、より成熟した地域社会の実現に向けて、地域の多様なニーズに応え、幅広く活用できる総合的な地域拠点施設が求められています。

※1:文部科学省から都道府県への通知では、「営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」、「公民館が地域の 実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう必要な指導・支援をお願いする」とされています。

#### ②検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、 **地区公民館を『地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設※2』へ移行する ことを検討**しています。 ※2:現時点では、「まちづくりセンター(仮称)」とします。

#### 3検討経過

令和3年2月 鳥取市市民自治推進委員会から市へ意見書の提出、受理

3月 協働のまちづくり推進本部(本部長:市長)にて今後の地区公民館の方向性について協議

○方向性:将来的に「まちづくりセンター(仮称)」へ移行することを検討

7月~ 各種団体と意見交換を実施

12月 市政モニターアンケート、LINEアンケートを実施(結果は市公式ウェブサイトで公開中)

令和4年2月 協働のまちづくり推進本部会議で協議

## ④今後の取組(検討内容)

- ・課題整理(施設の位置付け、施設の所管など)
- ・各種ルールの検討(活用可能範囲、料金設定など)
- ・各種団体と意見交換、調整

※本検討は、地域の拠点となる施設の活用幅を広げるものであり、 運営は従来どおり市直営(市が雇用する職員が管理)とします。 (現時点、指定管理者制度の導入は検討していません)